



しあわせ便り

第14号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「助成金の案内FAX」

事務所に「人材不足解消のための助成金活用セミナー」なるFAXが届いた。曰く「返済不要の助成金が数十万円から数百万円単位で簡単に手に入るから、無料セミナーを聞きに来なさい。また、助成金を活用して人手不足を解消する方法も説明します。」とのことである。

セミナーは確かにツボを突いた内容ではあるが、念のためと思い発信元をネットで検索してみたビックリ、「助成金詐欺注意」の文字が並んでいる。まあ、甘いお誘いには裏があるというのは世の常だが、一向に無くならないところを見ると、魅力的な言葉に乗る被害者が少なからずあるのだろう。

そこで、こういった詐欺まがいの業者と関わった時に発生する問題を列記し、注意を喚起したい。

①助成金の申請は事業主が自ら行う以外、社労士等の法で定められた者以外はできない。

* 法で定めた者以外に依頼すると、事業主も不正受給等の罪に問われることがある。

②助成金受給の要件はけっこう高い。

* 誰でも助成金を受給できると謳うが、その要件は多岐で、一定レベルの労務管理体制が必要である。

③助成金不支給となる確率が高いうえに、高額報酬を請求される。

* 申請を業者が行う場合、業務内容との関連不一致等で書類不備や遅延となり、不支給となることがある。しかし、受給の可否と責任の有無とは別に高額報酬を請求されることがある。

④情報漏洩の恐れがある。

* 申請には、会社や従業員の詳細な情報を提供する必要があり、その情報が他に漏洩する恐れがある。

⑤人材不足解消など、肝心の目標が達成できない。

* 分不相応で不要な制度や設備を導入するなど、助成金を受給することが目的となり、結果本来の目標を達成できないことになる。

助成金は人材不足解消や、生産性向上などの目標を達成するための費用の援助と、適正な労務管理体制の構築によって、雇用の維持と事業の健全な発展を目的とした制度であり、事業主は本来の目的を達成するために、適切な助成金を受給する権利がある。その権利を最大限に行き届かせるためには、こういった不届きな業者の甘言には、耳を貸さないようにしていただきたい。

顧問社労士なら平素から事業主との信頼関係があり、業務にも精通しているため、身の丈に合った制度等を提案し、適切な助成金の申請をスピーディーに行うことができる。このようなFAXが入って、興味を持たれたときこそ、ぜひ社労士を有効に活用していただきたいものである。

7月の総務課ダイアリー

・7月10日

…源泉所得税、源泉所得税納付特例及び市町村民税の納付期限
社会保険算定基礎届提出期限
労働保険年度更新及び第1期保険料納付期限

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.14 つかの間のしあわせ

